

委託業務仕様書（案）

1 業務名

令和7年度札幌市総合防災訓練防災イベント企画運営業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 業務の目的

若年層を中心とした幅広い世代の市民へ防災知識の普及啓発を行うため、「令和7年度札幌市総合防災訓練」の中で、防災について楽しみながら学び、体験できるイベント（以下「防災イベント」という。）を企画及び実施する。

4 業務概要

委託者が令和8年2月1日（日）に開催する「令和7年度札幌市総合防災訓練」の実施内容の一部として、防災イベントの企画、防災イベントスペースの会場設営、撤収（委託者にて別途発注するものを除く。）及び当日の運営全般並びに広報物の作製を行うものとする。

5 防災イベントについて

（1）開催日時

令和8年2月1日（日）10時00分～16時00分

※前後の設営及び撤収時間を除く。

（2）開催場所

大和ハウスプレミストドーム アリーナ（約17,800㎡）

うち、防災イベント使用可能面積、1,600㎡（40m×40m）

（別添平面図参照）

（3）コンセプト

子どもとその家族が防災について楽しく学び、体験することで、家庭における自助につなげてもらう。

（4）主たる対象者

未就学児（4～6歳児程度。以下同じ。）を持つ家族、小学生及びその家族

（5）目標来場者数（総合防災訓練全体）

5,000人以上

（6）その他

ア 来場者の入場料及び防災イベント等の参加料は無料とする。

イ 来場者の人数制限等は設けず、自由に会場を出入りできるものとする。

6 業務内容

受託者は、以下の業務を行うこととする。受託者が本業務の履行に関して必要とする経費（印刷製本費、複写費、人件費、交通費、通信費、広報費、消耗品費等）は、本業務の

委託料に含めるものとする。

(1) 防災イベントの企画

主に未就学児を持つ家族、小学生及びその家族を対象とした防災イベントの企画を行うこと。防災イベントスペースとして使用可能面積は、アリーナのうち1,600㎡とし、その範囲内で企画内容に応じて使用すること。

(2) 業務体制書等の作成・提出

ア 業務体制書

受託者は、本業務を遂行するにあたっての体制、実施方法及び責任の所在等を記載した業務体制書（様式不問）を作成し、委託者に提出すること。なお、業務体制の構築にあたっては、本業務全体の統括及び委託者との調整窓口を担う統括担当を置き、常時委託者と連絡がとれる体制を設けること。

イ 実行計画書

受託者は契約締結後、委託者及び会場の担当者と十分に打ち合わせのうえ、速やかに企画（案）や委託業務スケジュールなどを明記した、実行計画書（様式不問）を作成し、委託者に提出すること。

ウ 会場レイアウト及び設営計画書

受託者は、設営の詳細を企画した上で、使用可能範囲における会場レイアウト及び設営計画書（全体の平面図、各企画の平面図及び設営スケジュールを含む。）を作成し、委託者に提出すること。

エ 当日進行スケジュール等

開催当日のタイムスケジュール及び各スタッフの役割分担表を作成し、委託者に提出すること。

(3) 実施形式

防災イベントの実施形式は以下のとおりとする。

ア ワークショップ

主な対象である未就学児を持つ家族、小学生及びその家族が、防災について主体的に学び、興味、関心を持つきっかけとなるような内容のワークショップを行うこと。

イ 体験会

主な対象である未就学児を持つ家族、小学生及びその家族が、遊びの要素を取り入れながら体を動かしたり、実際に手に触れることで、防災意識を醸成できる内容の体験会を行うこと。

(4) 実施内容における必須項目

防災イベントの実施内容の企画に当たっては、主に未就学児を持つ家族、小学生及びその家族が参加できるように配慮することとするが、以下のア～エは必須とする。

なお、実施内容や数量の決定に当たっては、委託者と協議すること。

ア 上記（3）アのうち、製作体験をし、作製した物品を記念品として持ち帰ることができるワークショップを最低3種は組み込むこと。

イ 上記（3）イの体験会を、最低3種は組み込むこと。

ウ 防災イベントスペース内の各ブースにおいて、スタンプラリーを実施すること。

エ ア～ウを含めて、防災イベントスペースを十分に活用し、多種多様なワークショップ及び体験会を実施すること。

(5) 資器材の調達

委託者は、防災イベントで使用する下表の資器材を調達することとし、それ以外に使用が想定される資器材については、受託者が調達すること。なお、受託者が調達する資器材について、事前に委託者及び会場の担当者と協議すること。

No.	名称	数量
1	折りたたみテーブル（白色、W1,800×D500×H700）	50本
2	スタッキングチェア	150脚
3	コンセント（100V・2口）	10個

※数量は、双方協議のうえ、決定するものとする。

(6) 運営スタッフの手配

防災イベントの運営スタッフについては、運営に必要な人員を十分確保、配置することとし、混雑時にも対応可能な体制を整えること。

(7) 当日の運営

ア 防災イベントスペースの設営及び撤収

(ア) 設営

- ・設営は、令和8年1月31日（土）13時00分から18時00分まで、及び令和8年2月1日（日）7時00分から9時00分までの間に行うこと。
- ・ワークショップ及び体験会ごとに十分なエリアスペースを確保すること。
- ・設営に当たっては、防災イベントの主たる対象者を未就学児を持つ家族、小学生及びその家族としているため、各ワークショップ及び体験会のエリアスペース及び来場者動線等を十分に確保し、来場者の安全面を最優先とすること。

(イ) 撤収

訓練終了後、16時00分から18時00分までの間に撤収を終えること（委託者にて別途発注するものを除く。）。

(ウ) その他

防災イベントスペース以外の部分は使用しないこと。ただし、会議室等については、スタッフの休憩室として利用可能とする。

なお、利用可能な会議室等は、別途指示する。

イ 防災イベントの実施

(ア) 実施日時

上記5（1）の開催日時において、防災イベントを実施し、各ワークショップ及び体験会を実施すること。

(イ) 運営スタッフの体制

防災イベントの主たる対象者である未就学児を持つ家族、小学生及びその家族の安全面を最優先に、防災イベント内の参加者の誘導及び混雑時の対応を行うこと。各ワークショップ及び体験会においても、参加者の安全面を最優先に実施すること。

また、各スタッフの休憩等については、適度に交代で時間を確保する等、無理のない運営を行うこと。

ウ 運営上の安全確保

防災イベントの運営にあたっては、必要なスタッフを配置し、参加者のほか、周囲の安全に配慮した運営を行うこと。

エ 子ども向け参加特典

子どもの防災イベントへの参加意欲と満足度を高めるため、スタンプラリー参加特典を準備すること。内容は、受託者からの提案により、委託者が決定する。

(8) 広報物作製に関する業務

ア チラシのデザイン作成・印刷

- (ア) 令和7年度札幌市総合防災訓練（防災イベントを含む）を周知するため、主たる対象者の関心を引き、参加を促すような、わかりやすいデザインを作成すること。また、開催場所、開催日時が明確に伝わるレイアウト、文字フォント及び配置とすること。

なお、デザインに必要な事項は、委託者から別途指示する。

(イ) 校正

3回行うこととする。

(ウ) 規格・数量

判 型	A 4
ページ数	1 ページ（両面）
紙質	コート紙70kg
発行部数	100,000部
刷り色	4 色 フルカラー

(エ) 納入期限

令和7年12月12日（金）

(オ) 納入場所

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課（札幌市役所本庁舎7階）

(カ) その他

- ・印刷物は各市立小学校（197校）ごとに必要部数を梱包し、小学校名及び部数を明示して納品すること。小学校ごとの必要部数は、委託者から別途指示する。
- ・画像データ（PDF）を委託者に提出すること。なお、委託者にて、画像データを使用してポスター（A2判）を作製するため、データの解像度は250dpi以上とすること。
- ・各小学校へのチラシの配布は、委託者が行う。

イ その他

デザインの作成及びチラシの印刷に当たっては、札幌市が作成した「広報に関する色のガイドライン改訂版（※）」を参考とし、誰にとっても見やすく、分かりやすいものとなるよう配慮すること。また、可能な限り、ユニバーサルデザインフォントを使用すること。

※<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>

7 提出書類

(1) 着手時

- ア 業務体制書
- イ 実行計画書
- ウ 会場レイアウト及び設営計画書
- エ 当日進行スケジュール及び役割分担表

(2) 完了時

- ア 業務完了届
- イ 請求書

8 会場施設に係る事項

施設使用料、使用に係る光熱水費、機械警備費は本市の負担とし、諸手続きは本市が行うこととする。

9 委託料に係る事項

本市から受託者に支払う委託料は、業務完了後の清算払いとする。

10 中止の判断及び中止時の対応について

- (1) 荒天や災害等により総合防災訓練が中止となった場合には、中止決定時期等により、委託者及び受託者の双方協議のうえ、委託料を減ずるものとする。
- (2) 協議に当たっては、中止決定時の業務の進捗状況等により、受託者が実際に当該業務の履行に要した費用等を参考とする。

11 著作権等に関する事項

- (1) 受託者は委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう、適正に措置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (5) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

12 環境への配慮について

- (1) 本業務の履行については、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、下記の環境負荷の低減に努めること。
- (2) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (3) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (4) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
- (5) 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等環境に配慮した運転を心がけること。
- (6) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。

13 その他

- (1) 契約締結後、速やかに委託者と業務内容等の確認を行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務に係る会議及び打ち合わせ等に同席すること。
- (2) 本業務において知り得た内容については、外部に漏洩しないこと。
- (3) 業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、決定し業務を遂行すること。
- (4) 成果品に関する権利は、全て本市に帰属すること。
- (5) 前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議すること。

14 担当課

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階北側)

地域防災担当 渡部・神山

TEL：011-211-3062 / FAX：011-218-5115